

# 令和5年度

(令和5年 11 月改正)

## 野々市市

# 障害福祉サービス支給決定ガイドライン

支給決定ガイドラインは、障害福祉サービス及び児童通所給付等の利用が公平かつ適正並びに円滑に行われるよう、支給要件やサービス利用に係る考え方等を示したものです。サービス等利用計画の作成の際にご活用いただければ幸いです。また、支給要件等に該当するか明確に判断できない場合については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

野々市市役所福祉総務課

TEL:076-227-6063

# もくじ

## ○介護給付 P3～P26

- ・居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援……………P3
  - A 基本的な考え方
  - B 2人介護について
  - C 居宅介護サービスの支給量の基準
  - D 居宅介護のサービス提供に係る注意点
  - E 居宅介護のサービス内容に係る注意点
  - F 児童の支給決定に係る留意事項
  - G 重度訪問介護の支給決定
  - H 入院中や施設利用中の制度利用について
- ・同行援護……………P20
- ・行動援護……………P22
- ・短期入所……………P24
- ・療養介護・生活介護……………P25
- 施設入所支援……………P26

## ○訓練等給付 P27～P36

- ・自立訓練(機能/生活)・就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労定着支援…P27
  - I 暫定支給決定期間について
  - J 標準利用期間の特例による延長と判断基準
  - K 就労継続支援 B 型の利用に係るアセスメントの実施について
  - L 標準利用期間が設定されているサービスの再申請について
  - M 一般就労後に引き続き障害福祉サービスを併用する場合の取扱いについて
  - N 在宅支援について
- ・自立生活援助……………P35
- ・共同生活援助……………P36
  - O 介護保険との適用関係について

## ○相談支援

- ・地域移行支援・地域定着支援……………P39

## ○児童通所給付 P40～P43

- ・児童発達支援……………P40
  - P 児童発達支援の支給量について
- ・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援……………P41
  - Q 児童発達支援と保育所等との同日利用及び標準支給量を超える利用について
- ・放課後等デイサービス……………P43

## ○地域生活支援事業 P44～P47

- ・移動支援……………P44
- ・日中一時支援……………P47
- ・地域活動支援センター……………P47

サービス名称	居宅介護	
	・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助(身体介護を伴う・伴わない)	通院等乗降介助
サービス内容	<b>【身体介護】</b> 居宅における入浴、排泄、食事等の介助 <b>【家事援助】</b> 居宅における調理、洗濯、掃除等の家事 <b>【通院等介助】</b> 居宅から医療機関への通院及び官公署への相談・手続や、相談の結果生じた障害福祉サービスの見学に際した外出の支援	通院等介助と同様の外出時の、ヘルパー自らの運転する車両への乗車または降車の介助に加えて行う、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動の介助、通院先や外出先での受診の手続や移動の介助
対象者	<b>【身体介護、家事援助、身体介護を伴わない通院等介助、通院等乗降介助】</b> 障害支援区分が区分1以上である障害者・障害児	
	<b>【身体介護を伴う通院等介助】</b> ①障害支援区分2以上で、認定調査項目の「移乗」「移動」で「見守り等」以上、「排尿」「排便」で「部分的」以上、「歩行」で「全面的」のいずれか一つ以上に該当する障害者 ②上記の状態に準ずる障害児(身体障害児は身体障害者手帳1～3級のみ)	
障害支援区分	区分1以上(身体介護を伴う通院等介助は区分2以上)※児童については不要	
支給単位	<b>【身体介護】</b> 最小単位30分 以降30分 <b>【家事援助】</b> 最小単位30分 以降15分 <b>【通院等介助】</b> 最小単位30分 以降30分 (原則、身体介護は1回3時間以内、家事援助は1回1.5時間以内での利用)	最小単位 1回 乗車前介助→移送→降車後介助で1回
標準支給量	<b>【身体介護】</b> 食事・排泄・移動・移乗 計画案を基に個別に判断 入浴:3回/週(1回/1時間)程度 <b>【家事援助】</b> 調理:30分～1時間(3回/週) 買物:30分～1時間(2回/週) 掃除:30分～1時間(1回/週) 洗濯:30分～1時間(2回/週) <b>【通院等介助】</b> 計画案を基に個別に判断 <u>※1回の利用時間が3時間を超える場合は、重度訪問介護の対象とする。</u>	制限なし 最多回数となる月の支給量で決定

サービス名称	重度訪問介護
サービス内容	<p>常時介護を必要とする重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難を有する知的・精神障害者に、居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を行う。</p>
対象者	<p>①重度の肢体不自由者【(ア)～(ウ)のすべてに該当】  (ア)障害支援区分4以上  (イ)二肢以上に麻痺等があること  ※医師意見書のうち「麻痺」の項目「左上肢・右上肢・左下肢・右下肢」において、「ある」に2項目以上該当(軽・中・重のいずれかに該当している)  ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱いとする  (ウ)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外と認定されていること</p> <p>②知的障害者・精神障害者【(ア)(イ)のすべてに該当】  (ア)障害支援区分4以上  (イ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上のもの</p>
障害支援区分	<p>区分4以上  ※入院中の医療機関等におけるコミュニケーション支援等を利用する場合は、障害支援区分6の者に限る(P17:G-10参照)</p>
支給単位	<p>最小単位:1時間 以降30分 (原則1日3時間以上)</p>
支給量	<p>原則、基準時間に準じる(P6:C-2参照)  (最多時間となる月の支給量で決定)</p> <p>移動介護加算の対象となる外出の時間数(基準30時間)も勘案(P15:G-4参照)  例)身体介護等(150H)+通院等介助(30H)+移動(30H)  =支給量(210H)+移動介護加算(60H)</p>

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービス内容	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者等に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。
対象者	<p>障害支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴うもの(認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定)で、以下のいずれかに掲げる者</p> <p>障害支援区分が6(障害児にあつては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>①重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝た切り状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者</li> <li>・最重度知的障害者</li> </ul> <p>②行動援護の対象者であつて、認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上のもの</p>
障害支援区分	区分6のみ ※児童の場合、認定調査80項目の調査及び審査会の意見聴取により決定
支給単位	報酬単位数/月 ※指定事業者から支給決定プラン案の提出を受け、その内容について要否確認のうえ、必要単位数を決定
支給量	

### 【サービス支給決定時の留意事項】

#### A 基本的な考え方

##### 1 介護給付の基本的な性格

介護給付は障害に起因するもので、日常生活上、継続的に必要な支援を行うものです。

##### 2 支給量の計算

1か月分の支給量の考え方「4週 + 3日」

「定期利用4週分 + 連続する3日分のうちの最大利用分 + 不定期利用分」

	日	月	火	水	木	金	土	計
1週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
2週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
3週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
4週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
5週目		1.0H		1.0H	1.5H			2.5H

1～4週目までは  
3.5H × 4週 = 14.0H

5週目は 2.5H

⇒ 16.5H/月 (+ 不定期利用分)

↑ 5週目は最大の3日(この場合は火・水・木の2.5H)

##### 3 居宅介護における計画作成時の留意点

居宅介護の計画作成においては、1月あたりの総支給量だけでなく、1回あたり及び1日、1週間の支給量並びに支援の内容(調理、掃除等)が分かるように記載をしてください。

## B 2人介護について

### 1 2人介護は、次のいずれかに該当する場合に認められます。

- (1) 障害者等の身体的理由により1人での介護が困難である場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害状況等から判断して、(1)(2)に準ずると認められる場合

具体例…

(ア) 体重の重い利用者の入浴、排泄介助等

(イ) 一人での介助では激しい痛みが伴う場合や骨折の危険性がある場合

#### 留意事項

2人介護で対応する場合は、同一のサービスに限ります。

具体例…

- 身体介護ヘルパー＋身体介護ヘルパー
- × 重度訪問介護ヘルパー＋身体介護ヘルパー
- × 行動援護ヘルパー＋移動介護ヘルパー

### 2 重度訪問介護における新人ヘルパーへの熟練したヘルパーの同行

障害支援区分6の者への重度訪問介護については、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーの支援開始から120時間に限り、支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行うことが認められるようになりました。この場合も同様にヘルパー2人が必要な時間を計算し、支給量に反映することになるため、利用期間について事業所と調整が必要です。(この場合、ヘルパー1人あたりの報酬は減算)

## C 居宅介護サービスの支給量の基準

居宅介護等の支援の必要性を判断する際の一定の指標となりますので、支給基準に定められた量を一律に担保するものではありません。

支給量を計算する際には、必要なサービスと支給量を精査してください。

### 1 居宅介護 ※( )内は同居者ありの想定

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護・家事援助	30 (20)	35 (25)	40 (30)	80 (40)	125(50)	125(50)
身体介護	—	5 ( 5)	10 (10)	45 (20)	90 (30)	90 (30)
家事援助	30 (20)	30 (20)	30 (20)	35 (20)	35 (20)	35 (20)

※通院等介助及び通院等乗降介助は障害支援区分に関わらず、必要な時間数を算出します。

### 2 重度訪問介護

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護・家事援助	—	—	—	290	300	320

※移動介護加算分は30時間(ただし、通院等介助に該当する時間は必要な時間数)

### 3 支給量基準を超過する決定

必要なサービスと量を精査した結果、市が必要と認める場合には、支給量基準を超過した時間数の利用が可能となる場合があります。必ず、事前に福祉総務課までご相談ください。

## D 居宅介護のサービス提供に係る注意点

### 1 「1回」のサービスの考え方

居宅介護のサービスを一日に複数回利用する場合、原則2時間以上の間隔を空ける必要があります。サービス提供の状況により同一のサービスを2時間空けずに利用する場合は、前後を合算して1回のサービスとして取扱います。

ただし、以下の要件に該当する場合は、2時間未満の間隔でも回数を分けての利用が可能です。

- (1)「別のサービス類型(例: 身体介護と家事援助)」を利用する場合で、その必要がある場合
- (2)身体の状態等により短時間(2時間未満)の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行う場合
- (3)乗降介助を利用する場合
- (4)複数の事業所が連続して活動する場合(1事業所に対応できないために、1回のサービスの時間を分けて2事業所が入る場合等)

### 2 30分に満たないサービス利用

サービスの最小単位は30分(重度訪問介護は1時間)です。事業所が最小単位の報酬算定をするためには、20分程度以上(重度訪問介護は40分程度以上)のサービス提供が必要です。

## E 居宅介護のサービス内容に係る注意点

### 1 身体介護

安全かつ清潔に毎日の生活を送ることができるよう、排泄、食事、入浴、整容、移動等の利用者の身体に直接援助を行うものです。その援助に伴う必要な準備、後片付け等の一連の行為を含みます。

居宅介護等のサービス提供には、本人の安否確認や健康チェックも含まれると考えることから、本人の在宅時に提供することが必須です。また、本人の日常生活を営む場所において必要なサービスを提供するものであることから、学校や職場、日中活動の場などでは利用できません。

#### (1)その他身体介護に含まれるサービス内容

##### (ア)特段の専門的配慮をもって行う調理

医師の指示等(主治医意見書、診断書等)に基づいた特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食)の調理。

※単に食材を細かくすることやトロミをつける場合は家事援助となります。

##### (イ)自立生活支援のための援助

**利用者と一緒に**調理、掃除、洗濯(安全確認の声掛け、疲労の確認を含む)を実施し、自立を促す場合は支給決定が可能です。そのため、同じ居室内で利用者とヘルパーが違う場所を掃除するなどは家事援助となります。

※利用者の体調によりヘルパーのみが活動することがある場合は、家事援助を支給決定することもできます。

※同居家族に対する援助は原則できません。

#### (2)ヘルパーの医療行為について

医師法等の規定により、医療行為は緊急時を除き、医師や看護師等の医療職しか行えないため、ヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師の資格を持った者であってもヘルパーとして活動しているときは同様の取扱いになります。

### (3) サービス対象外の活動

#### (ア) 専門的知識や技術を要する行為

マッサージや散髪等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」「理容師法」「美容師法」の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

#### (イ) 服薬管理(残数管理、服薬指導等)

医療行為であるためできません。ただし、利用者本人の指示の下、一包化された薬を口元に運ぶ等については身体介護で提供可能です。

## 2 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に支援するものです。

### (1) 同居家族に対する援助

同居家族に対する援助はできません。掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人分のみが対象となります。ただし、独居の場合や、同居家族も高齢者もしくは障害者で、共用部分の清掃を行わないと利用者本人の日常生活に支障が生じる場合等はこの限りではありません。

#### 家事援助として不適切なもの

(ア) 本人に対する直接的な援助には該当しないもの

例) 本人の居室以外の共有部分の掃除、来客の応接、同居家族への援助

(イ) 日常生活の援助に該当しないもの

例) 大掃除、草むしり、ペットの世話

### (2) ヘルパーによる育児支援

育児支援は利用者(親)が本来家庭で行うべき養育を代替するものであり、次の(ア)から(ウ)のすべてに該当する場合に、個々の利用者(親)、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて「居宅介護(家事援助)」または「重度訪問介護」の対象範囲に含めます。

(ア) 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合

(イ) 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合

(ウ) 他の家族等による支援が受けられない場合

### (3) 受託居宅介護サービスの利用について

外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者に対して受託居宅介護サービスを提供する場合は、「身体介護」のみの支給となります。掃除、洗濯等は当該共同生活援助事業所が実施すべきものであるため、「家事援助」の支給はできません。



### 3 通院等介助

通院等介助とは、通院等のための屋内外における移動等の介助または通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行うサービスです。

#### (1) 通院等介助のサービス内容

対象範囲	定期的な医療機関での受診やリハビリ
	官公署(国・都道府県・市町村の機関・外国公館)、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所への相談・手続き
	上記の相談の結果生じた障害福祉サービス事業所の見学

※不定期な官公署への外出が見込まれる場合には、月4時間程度の決定を行います。

※対象範囲の相談とは、障害福祉サービスの利用に係る相談に限ります。

#### (2) 通院等介助の注意点

##### (ア) 活動の起点の考え方

通院等介助は居宅介護事業の一つであるため、活動の起点・終点は原則自宅となりますが、行き(帰り)は家族で対応可能なため帰り(行き)のみのニーズがある場合については、起点・終点のいずれかが自宅であれば利用可能です。

##### (イ) 身体介護を「伴う」「伴わない」の違い

「伴う」「伴わない」は障害支援区分及び認定調査項目によって決められますが、「伴う」は「伴わない」に比べて報酬単価が高く設定されています。「身体介護を伴わない」=「身体介助を行わない」ということではないため、サービス内容の違いはありません。具体的な身体介助は「伴う」「伴わない」のどちらの場合も提供されます。

##### (ウ) 院内での介助について **※サービス等利用計画に詳細を明記すること**

通院等介助のサービスは、基本的には居所を出てから医療機関にて手続きを行うまでとなり、病院内の移動等の介助は、基本的には病院スタッフにより対応されるべきものです。しかし、病院スタッフが対応できず、ヘルパーによる待合室等での具体的な介助が必要な場合には、院内介助はサービスとして認められます。

具体例…

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・排泄介助を必要とする場合
- ・知的障害、行動障害等のため見守りが必要な場合

※院内介助が認められる場合でも、病院側で対応すべき診察室内等(検査室やリハビリ室等)は対象外です。

### **(エ)通院時の食事対応**

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、買物や食事等の通院以外を目的とする利用はできません。ただし、診察が午前から午後にもたがる等の場合、院内での食事は通院等介助の延長と考え「通院等介助」での利用を可能とします。(なお、院外での食事は不可。院内に食堂がない場合については、その近隣で食事をとることを可能とします。)

### **(オ)通院の帰りに日常生活上必要な買い物をした場合の取扱い**

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、日常生活上必要な買物といった通院以外の目的には利用できません。この場合は、行きは通院等介助とし、病院からの帰りは同行援護等の利用となります。

### **(カ)突発的な通院が発生した場合**

突発的な通院(風邪をひいたため、急遽病院に行く等)については、すでに通院等介助の決定があり、その支給量の範囲内で対応ができる場合は可能です。また、突発的な通院等で支給量を超過する際は、通院の必要性について事前に福祉総務課にご相談ください。その他、同行援護等の利用者については、当該サービスでの対応も可能です。

### **(キ)精神科デイケア、マッサージ**

精神科デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で対応できます。しかし、マッサージのような保険診療を伴わないもの(自発的なもの)は、通院等介助の適用ではなく、必要に応じて同行援護等での対応となります。

### **(ク)ヘルパー自身の運転による外出の介助**

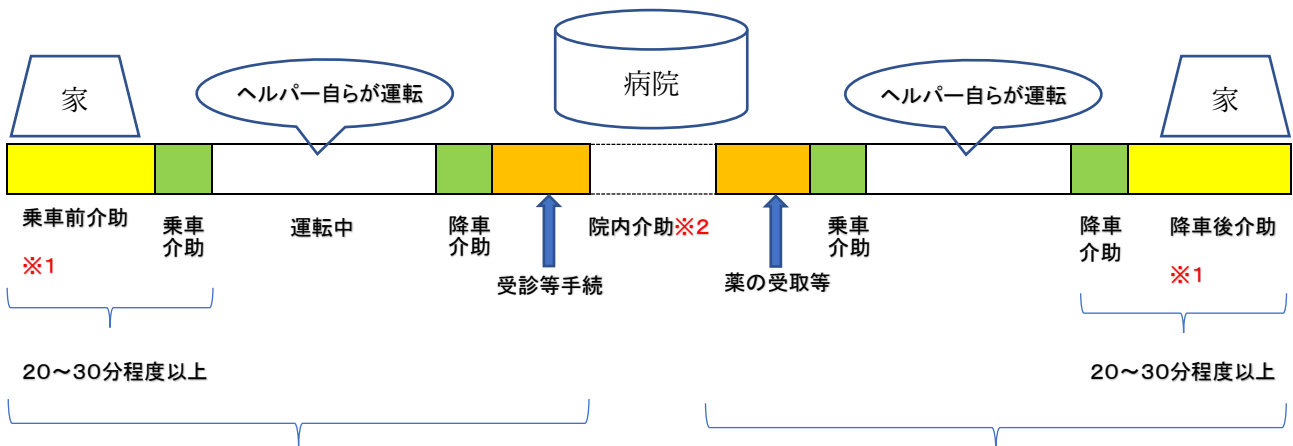
ヘルパー自身の運転による外出を行う場合、外出に際して必要な一連の介護(居室からの移動や乗降時の介助等)について、活動内容の一つとして認められます。ただし、原則として事業者が道路運送法上の許可または登録を受けている必要があります。

なお、運転中はヘルパーが利用者に対して介護を行っていないことから、移動時間はヘルパー活動として認められず、支給量に含みません。運転中を除いた乗車・降車介助及び医療機関での受診手続を含め、20分未満となる場合は通院等乗降介助となります。

※運転手が別において、ヘルパーは利用者の座位保持等の理由で移動中も介助を行っている場合には、公共交通機関を利用して外出するときと同様、移動時間もヘルパー活動として扱います。

【ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「通院等介助（身体介護を伴う）を算定する場合】

【病院の場合】



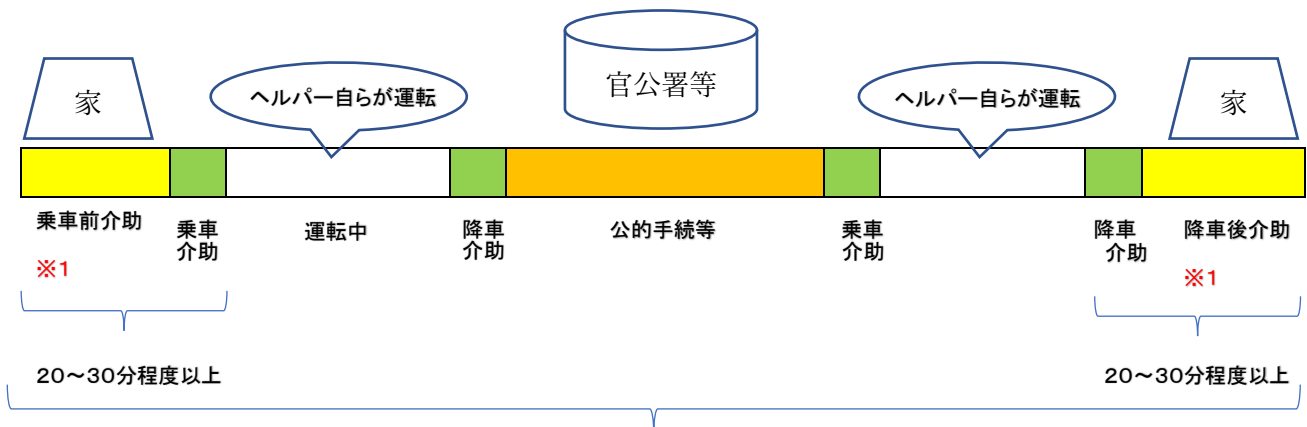
通院等介助（身体介護を伴う場合）  
運転時間は算定しない

通院等介助（身体介護を伴う場合）  
運転時間は算定しない

※1「乗車介助」及び「降車介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に関する直接関連する身体介護をいう。

※2 院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

【官公署の場合】



通院等介助（身体介護を伴う場合）  
運転時間は算定しない

※1「乗車介助」及び「降車介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に関する直接関連する身体介護をいう。

### (3) 通院等乗降介助

通院等乗降介助とは、通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うものです。乗車又は降車の介助のみが必要な場合は、福祉有償運送や介護タクシー等にて対応可能であるため、本サービスの対象ではありません。

<b>対象範囲</b>	定期的な医療機関での受診やリハビリ
	官公署(国・都道府県・市町村の機関・外国公館)、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所への相談・手続き
	上記の相談の結果生じた障害福祉サービス事業所の見学

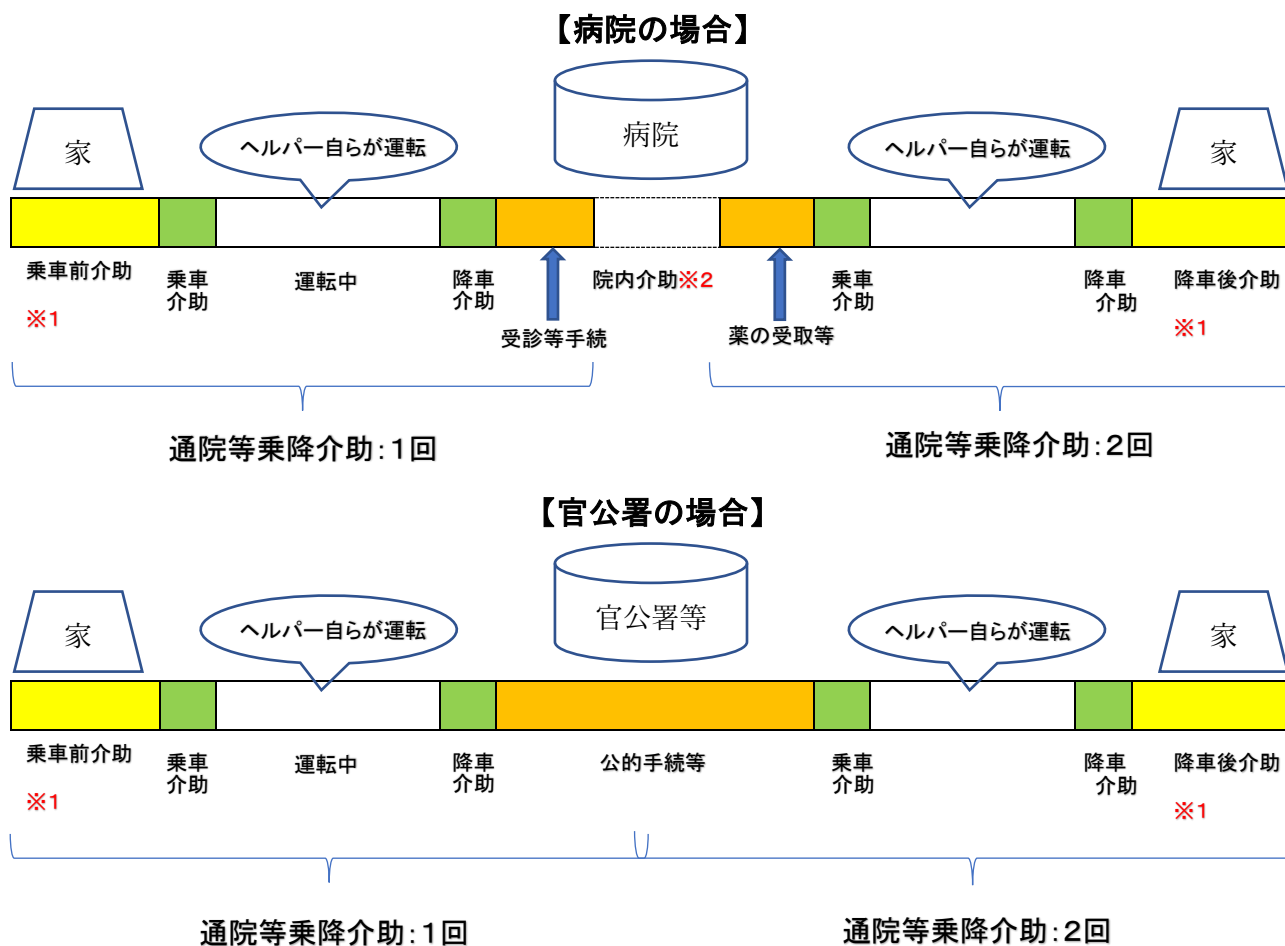
#### 通院等乗降介助の留意点

(ア) 院内での介助等について

通院等介助と同様です。

(イ) 通院等介助と通院等乗降介助の併用について

1回のサービスで通院等介助と通院等乗降介助を利用することはできません。



※1「乗車介助」及び「降車介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に関する直接関連する身体介護をいう。

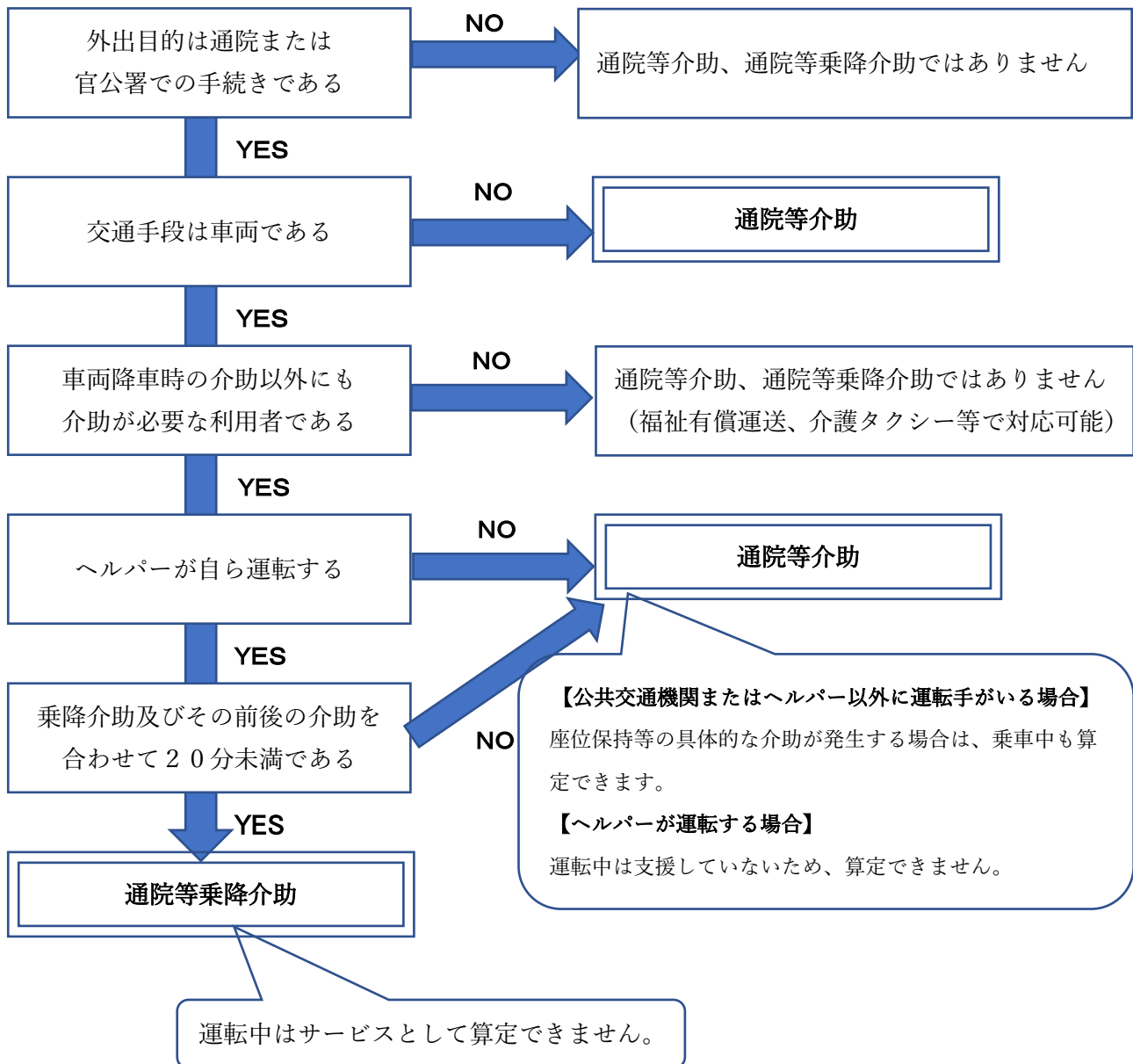
※2 院内の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

#### (4) 通院等介助と通院等乗降介助の違い

「乗車時及び乗車前」または「降車時及び降車後」の介助に要する時間が、それぞれ20分未満か20分以上かかるか、によって異なります。

(ア) 20分未満の場合は「通院等乗降介助」

(イ) 20分以上の場合は「通院等介助」



## F 児童の支給決定に係る留意事項

### 1 支給決定の要件

障害福祉サービスは「保護者に対する育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である」という考え方から、サービスを検討する際は以下の内容等により個別に判断を行います。

#### (1)対象児童の身体状況及び障害状況

障害者と同様に確認をしますが、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか単に年齢によるものかを確認する必要があります。とりわけ乳幼児期については、「ADL全介助」であっても障害の有無に関わらず支援が必要な状態であることに留意して、支給量を計算する際には、必要なサービスと支給量を精査してください。

#### (2)世帯の家事・介護能力

児童の年齢に応じて家族が本来担う家事・介護内容を踏まえ、同居家族やきょうだい児の心身の状態等から個別に判断します。例えば、児童が一般的に支援が必要とされる年齢である場合、世話のかかるきょうだい児がいたとしても、家族により家事や育児が行われるべきです。しかし、家族やきょうだい児の障害の有無、ひとり親家庭等の状況によっては、障害児本人に対して家族が担う家事・介護が変わってくる可能性があります。

### 2 サービス利用・サービス提供の可否

#### (1)知的障害児などの、余暇支援・経験拡大・留守番を主目的とした活動

居宅介護等は障害児本人に対する日常生活の支援を行うものであるため、余暇支援や経験拡大、留守番といったニーズはサービスの対象となりません。

#### (2)家事援助の利用

家事援助は、本来その対象者の年齢に照らし合わせ、日常生活を営むのに必要な家事を代行して支援するものです。よって、乳幼児期の障害児の食事づくりや洗濯は育児支援にあたるものと考え、原則家事援助での利用は出来ません。

本来的に児童が年齢に応じて取得できる生活能力に鑑みて判断してください。

#### (3)重度訪問介護の決定

児童福祉法第63条の3に基づき、15歳以上の障害児で児童相談所が適当と認める場合には決定が可能です。障害支援区分の認定を行い、障害者の手続きに従って支給の可否を判断します。

## G 重度訪問介護の支給決定

### 1 サービス内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、身体介護や家事援助、外出支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものです。つまり、長時間にわたる活動の中で身体介護や家事援助の具体的なサービスが断続的にある場合、「身体介護」や「家事援助」では必要な時間帯のみを抜き出して利用することになりますが、「重度訪問介護」ではその他見守り等が必要な時間も含め利用することができます。ただし、重度訪問介護の見守りとは、長時間にわたる断続的で具体的な身体・家事的援助の中に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを指します。したがって、見守りのみでの決定はできません。

### 2 支給量の考え方

「身体介護・家事援助・見守り支援」と「外出支援」、「通院等介助」はそれぞれ別に積算します。

例) 身体介護等(150H) + 通院等介助(30H) + 移動(30H)  
= 支給量(210H) + 移動介護加算(60H)

### 3 2人介護について

(P6:B)を参照してください。

### 4 必要不可欠な外出の範囲

1	買物(自宅近隣での日用品の買物)	目安:1回2時間以内
2	金融機関・不動産店等での手続	
3	理美容	
4	子どもの行事(入学式、卒業式、運動会、保護者面談等)	
5	健康上必要な散歩(自宅近隣30～60分程度)	自宅近隣30～60分程度
6	行政関連の会議、PTA活動、団体役員活動等	余暇的内容は不可 本来、施設側や主催者側が対応すべきと考えられるイベントや活動中の利用は不可
7	就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等 必要な期間のみとし、資格取得の活動や学習塾を除く
8	前各号に準ずる外出及び社会通念上必要と認められる外出	

### 5 重度訪問介護の所要時間

居宅介護は短時間に集中して支援を行うため、短時間サービスの単価が高く設定されていますが、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うことが想定されているため、ヘルパーの1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案した、8時間を区切りとする単価が設定されています。8時間を超える場合の単価は、事業所の管理コストが減ることを踏まえ、8時間までの単価の95%相当額となります。

したがって、1日(0時～24時)に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算(複数事業者が入る場合は事業所ごとに提供時間を通算)して算定しますので、居宅介護のように2時間の間隔を空けて、1回当たりのサービスを明確にする必要はありません。

## 6 長時間の利用

重度訪問介護は、長時間のヘルパー派遣が想定されているサービスです。しかし、極端な長時間利用の場合（特に就寝中など）、単なる安否確認的な「見守り」が利用時間中に含まれている場合がありますので、実際の活動内容を確認したうえで真に必要な時間数の算定が必要となります。

## 7 利用時間が3時間に満たない場合の取り扱い

重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定を基本としていますが、3時間未満の活動でも、その内容が「身体介護」「家事援助」「見守り」と支援内容が包括的な場合は、重度訪問介護での決定をすることが可能です。（支給量の最小単位は1時間）

## 8 重度訪問介護と居宅介護(身体介護・家事援助等)との関係性

障害状況が重度訪問介護の要件を満たしているからといって、必ずしも重度訪問介護で決定するわけではありません。本人の支援ニーズにより、全体を通じて重度訪問介護を利用するか、必要な時間帯のみ身体介護や家事援助をスポット的に利用するかのいずれかを判断します。重度訪問介護の支援を必要とする場合は、ヘルパー利用に係る支援を原則全て重度訪問介護で実施することになるため、重度訪問介護と居宅介護を併用することはできません。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために、他事業者が短時間かつスポット的に身体介護や家事援助を提供する場合や、同一事業者がサービス提供する場合であっても同一日に両サービスを行わない場合（介護者の状況により、曜日等で必要なサービスが異なる場合等）には、例外として併用が認められます。

そのため、支給決定に際しては、申請前の調整の段階で併用の有無についての確認が必要になります。

## 9 知的障害者、精神障害者の支給決定

### (1) 支給の考え方

知的・精神障害者による行動障害がある者への重度訪問介護の支給決定にあたっては、相談支援事業所を中心とした連携体制の下、行動援護事業者等による一定期間のアセスメントや居室内環境調整等を行い、その内容を踏まえたサービス等利用計画案が作成されている必要があります。

### (2) 知的障害者、精神障害者の支給決定に係る留意事項

(ア) アセスメント等のために居室内で行動援護のサービスが必要であることがサービス等利用計画案などから確認できる場合には、必要な期間内において、居室内での行動援護の利用が可能です。

(イ) 知的・精神障害者による行動障害がある者が重度訪問介護を利用する場合で、居室内では落ち着いているが、外出時に行動障害が生じる可能性が高いと予測される場合は、居室内の支援は重度訪問介護、外出時の支援は行動援護といった形での併用が可能です。



## 10 医療機関等への派遣

重度訪問介護は居宅(外出支援を除く)において提供するサービスですが、以下の表の範囲において、入院中の医療機関等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができます。退院までの全期間を一律に決定するのではなく、必要な期間、必要な量の支給決定が行えるよう、適宜、状況の把握に努めてください。

対象者	日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した障害支援区分6の障害者
派遣先	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所
派遣期間	上記施設の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間に限る。(原則90日間。以降、30日間ごとに継続の可否を評価する。)
支援内容	(ア)利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。 (イ)上記に付随した看護に該当しない行為(テレビの位置調整等)。

入院中のコミュニケーション支援以外の支援は、医療機関の看護要員(施設職員)が行うため、その支援を代替及びその人員を補充するための利用はできません。また、看護に該当しない行為が必要な者であっても、コミュニケーション支援が必要ない場合は利用できません。

## H 入院中や施設利用中の制度利用について

### 1 入院中の利用

居宅介護等は居宅におけるサービス提供であるため、利用はできません(重度訪問介護によるコミュニケーション支援は除く)。ただし、例外として通院等介助(通院等乗降介助)及び外出支援を行うサービスは、外出・外泊、他の医療機関への通院等の移動介助に際し、他に手段がない場合に限り利用ができます。

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出 同行援護・行動援護 移動支援	備考
入院中の 外出・外泊	×	○	外泊先から外出する場合も利用可。 日中活動系サービスや短期入所等のサービスの利用については、入院中の利用可否を別途確認すること。
入院中の他の 医療機関への 通院	△ (看護師等が付添わない場合で、他の手段がない場合に限り利用可)		通院等介助と外出系サービスの両方が利用できる場合は、通院等介助を優先して利用。 ※移動支援は対象外
入退院時の 付添い	△ (既に支給決定があり、その支給量の範囲内で対応できる場合に利用可)	○	
転院 (病院→病院)	×	△ (看護師等が付添わない場合で、他の手段がない場合に限り利用可)	

外出する場合、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときに始点、医療機関において看護師等に引継いだときに終点となります。外泊をする場合は、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときに始点となり、外泊先が終点となります。

## 2 障害者施設入所中の利用(夏季・冬季・週末の帰宅期間中)

原則として施設入所中は利用できません。

ただし、帰省中(2泊以上)等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護・重度訪問介護(及び同行援護・行動援護)の利用が可能です。

これらの取扱いは、利用者と事業者の契約により障害児施設を利用する場合も同様です。なお、児童相談所の措置で障害児入所施設に入所している場合、措置継続中は利用することはできません。

## 3 療養介護施設利用時について

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出 同行援護・行動援護・ 移動支援	備考
入院中の外出・外泊	×	○	外泊先から外出する場合も利用可。 療養介護と併用できないサービス(生活介護、短期入所等)利用のための外出は不可。
入院中の他の医療機関への通院	×	△ (移送に当たり、看護師等の付添いが得られない場合に利用可)	※移動支援は対象外
入所当日の施設までの移動に係る付添い	△ (既に支給決定があり、その支給量の範囲内で対応できる場合に利用可)	○	通院等介助と外出系サービスの両方が利用できる場合は、通院等介助を優先して利用します。 療養介護施設入所者は居宅介護を併用できないため、原則入所日の前日を期限として取消しますが、施設に到着するまでの間に居宅介護の利用が必要な場合は、例外的に入所当日までの支給を認めます。 ※移動支援は対象外
他施設入所のための移動(療養介護施設→療養介護施設)	×	△ (他の手段がない場合に限り利用可)	利用者の希望等による施設間移動を対象とします。施設側の都合による移動は対象外です。

#### 4 介護保険関連施設入所中の利用(特養・老健・特定施設(有料老人ホーム・ケアハウス等))

施設種別	居宅介護・重度訪問介護の利用可否	備考
特別養護老人ホーム	×	
介護老人保健施設	△	重度訪問介護のコミュニケーション支援を一定期間利用する場合のみ利用可。
介護医療院	△	
介護療養型医療施設	×	
有料老人ホーム	△	介護保険の「特定施設入居者生活介護」の給付を受けることができる場合は利用不可。
ケアハウス	△	
サービス付き高齢者向け住宅	△	
認知症高齢者グループホーム	×	

サービス名称	同行援護
サービス内容	①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代読・代筆を含む) ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ③排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
対象者	<b>【同行援護基本】</b> ①同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のうちいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者のうち、同行援護基本(盲ろう者)に該当しない者  ②上記の状態に準ずる障害児
	<b>【同行援護基本(盲ろう者)】</b> 下記の①及び②に該当する障害者等 ①同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のうちいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者 ②聴覚障害6級以上の身体障害者手帳を所持する者  ③上記の状態に準ずる障害児
障害支援区分	不要 ※障害支援区分3以上で加算あり
支給単位	最小単位30分 以降30分
標準支給量	最大支給量:30時間/月

## 1 「同行援護・基本」と「同行援護・基本(盲ろう者)」の違い

サービスの内容に違いはなく、「同行援護・基本(盲ろう者)」は、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護のサービス提供を行った場合に、同行援護事業所が加算を算定できるようにするための類型です。

### (1) サービス提供に係る注意点

対象とならないサービス内容

同行援護は社会生活上必要不可欠な外出や、余暇等の社会参加のための外出支援を行うサービスであるため、以下の内容は対象となりません。

(ア)通勤、営業活動など経済活動
(イ)通学(普通校(小学校～高校)・大学・専門学校等)等の通年かつ長期にわたる外出
(ウ)社会通念上適当でない外出(ギャンブル、飲酒目的の外出等)
(エ)プールやスポーツ施設等における活動そのものの支援
(オ)銭湯や入浴施設の利用中(単に一緒に入浴する行為)
(カ)宗教(布教)や政治活動
(キ)本来施設側や活動主催者が対応すべきと考えられるもの (事業者が企画・用意した場所やイベント等への外出や活動中の支援等)

## 2 サービスの範囲

居室内で行う介助は同行援護のサービスに含まれません。そのため、外出の準備や帰宅後の水分補給など、居室内において介助が必要かどうかを確認する必要があります。居室内で行う介助が20分を超える場合は、居宅介護の「身体介護」の支給決定が可能です。

## 3 二人派遣の取扱い・所要時間の考え方

(P6:B)を参照してください。

## 4 他施設や他サービス利用中の併用

(P17:H)を参照してください。

## 5 障害児の利用

障害児の利用に関しては、保護者が付き添えない場合(社会的理由にあたるもの)に限ります。単純に基準時間で決定するのではなく、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみを算出します。また、利用できる外出の範囲は、社会通念上、児童が単独で外出できる範囲に限ります。例えば、通院の場合、保護者に付き添いができない社会的理由があつたとしても、利用は不可となります。

### ○ 社会的理由にあたるもの

疾病(入院、通院、服薬を行っている状況)、出産、冠婚葬祭、事故・災害、失踪、出張、転勤、看護、きょうだい児の学校行事等公的行事への参加、介助度が高く保護者一人では対応できない場合(保護者+ヘルパーが原則)

### × 社会的理由にあたらぬもの

介護疲れ(レスパイト)、対象児以外の子どもとの時間を確保したい場合、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由がない

## 6 同行援護と通院等介助との関係

### 通院等介助

外出の目的が定期的な通院や官公署のみの場合には、原則、通院等介助を支給決定しますが、利用者が希望する場合には、同行援護での利用を可能とします(通院等を理由として標準支給量を超過することはできません)。また、突発的に通院が必要になった場合にも、支給されている時間数の中であれば同行援護での利用が可能です。なお、院内介助の取扱いは「居宅介護の通院等介助」に準じます。

## 7 標準支給量を超過する決定

(1) 支給量基準を超過して決定する場合の考え方

(P6:C-3)を参照してください。

(2) 必要不可欠な外出の範囲

(P15:G-4)を参照してください。

サービス名称	行動援護
サービス内容	知的障害または精神障害により行動上著しい困難がある者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護を行います。
対象者	知的障害及び精神障害で、判定基準表の合計点数が10点以上となる障害児・者
障害支援区分	区分3以上(障害児は区分不要)
支給単位	最小単位30分 以降30分
標準支給量	最大支給量:30時間/月

## 1 サービス支給決定時の留意事項】

行動援護に含まれるサービス内容

行動援護の内容には、以下の内容が含まれます。また、出発前の準備や帰宅後の水分補給など、外出に伴う居宅内での介助についてもサービス内容に含まれます。

### (1) 予防的対応

(ア) 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動をとったりしないよう、あらかじめ行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動をとることができるように理解させること

(イ) 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえでの予防的対応等を行うこと

### (2) 制御的対応

(ア) 何らかの原因で本人が不適切な行動を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ、行動を適切におさめること

(イ) 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること

(ウ) 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

### (3) 身体介護的対応

(ア) 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

(イ) 食事を摂る場合の食事介助

(ウ) 入浴及び衣服の着脱介助など

### (4) 対象とならないサービス内容

同行援護(P20:1)に準じます。

### (5) 二人派遣の取扱い

(P6:B)を参照してください。

## (6) 所要時間の考え方

行動援護の報酬算定ができるのは1日に8時間までとなります。8時間を超えてサービス利用することは可能ですが、行動援護事業所が受け取る報酬額は一定です。

## (7) 他施設や他サービス利用中の併用

(P17:H)を参照してください。

## 2 障害児の利用

児童の利用において、「保護者が付き添えない社会的理由」は問いません。支給量については、障害児本人の外出の必要性等を精査した上で、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみ計算します。

## 3 標準支給量を超過する決定

(ア) 支給量基準を超過して決定する場合の手順

(P6:C-3)を参照してください。

(イ) 必要不可欠な外出の範囲

(P15:G-4)を参照してください。

サービス名称	短期入所
サービス内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害児・者に対して、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
対象者	障害児・者
障害支援区分	障害支援区分1以上 ※障害児にあつては厚生労働大臣が定める区分における区分1以上
支給単位	1日
標準支給量	8日/月 上限日数:【30日/月以内】かつ【年間180日以内】
他制度との併給の有無	<u>入院、施設入所、グループホームの併給は原則できません。</u>

## 1 医療機関での短期入所について

下記に該当する障害児・者が医療機関の実施する短期入所を利用する場合、医療対応が継続して必要な障害児・者を受け入れるための報酬単価が設定されます。

支給決定区分	対象者
療養介護対象者	(1) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者 (2) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している障害者 (3) 区分5以上に該当し、重度の知的障害(A1・A2)及び重度の肢体不自由(1・2級)が重複している障害者 (4) 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の障害者 (5) 区分5以上に該当し、認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上で、かつ医療的ケアスコアが8点以上の障害者 (6) 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の障害者 (7) (1)～(6)に準ずる状態であると市町村が認めた障害者
重症心身障害児 医ケア児	(1) 重度の知的障害(A1・A2)及び重度の肢体不自由(1・2級)が重複している障害児 (2) 医療的ケアスコアが16点以上である障害児
遷延性意識障害 児・者	医師により遷延性意識障害の症状を呈するとされた障害者

## 2 標準支給量を超過する決定

(P6:C-3)を参照してください。



サービス名称	療養介護
サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
支給決定要件	<p>①区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている者</p> <p>②区分5以上に該当し、(ア)～(エ)のいずれかに該当する者  (ア)重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者  (イ)医療的ケアスコアが16点以上の者  (ウ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者  (エ)遷延性意識障害であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>③①及び②に準ずると市が認めた者</p> <p>④旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>
支給量	当該月

サービス名称	生活介護
サービス内容	食事や入浴、排泄等の日常的な介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。
対象者	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者
支給決定要件	<p>①障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分4)以上である者</p> <p>②年齢が50歳以上の場合は障害支援区分2(障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分3)以上である者</p> <p>③障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者  (ア)法の施行時の身体・知的の旧法施設の利用者  (イ)法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者  (ウ)平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設に入所している者  (エ)新規の入所希望者(区分1以上の者)</p>
支給単位	1日
支給量	原則の日数:月-8日/月 (または利用見込みがあり、必要と判断される日数)

サービス名称	施設入所
サービス内容	施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な生活上の支援を行う。
対象者	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者
支給決定要件	<p>①生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上のもの)にあつては区分3)以上である者</p> <p>②自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者</p> <p>③特定旧法指定施設に入所していた者であつて継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援 A 型を利用する者</p> <p>④平成 24 年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所していた者であつて継続して入所している者</p>
支給単位	1日
支給量	当該月

## 訓練等給付

サービス名称	自立訓練/機能訓練
サービス内容	通所または居宅訪問により理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体・知的・精神障害者又は難病等対象者</p> <p>①入所施設・病院等を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>②特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p>
障害支援区分	不要
支給単位	1日
支給量	原則の日数:月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	<p>利用開始時には2か月間程度の暫定支給決定期間を設定します。</p> <p>※標準利用期間:18か月(原則)</p> <p>※但し、頸髄損傷により四肢に麻痺がある者は36か月</p>

サービス名称	自立訓練/生活訓練
サービス内容	通所または居宅訪問により入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体・知的・精神障害者又は難病等対象者</p> <p>①入所施設・病院等を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>②特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p>
障害支援区分	不要
支給単位	1日
支給量	原則の日数:月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	<p>利用開始時には2か月間程度の暫定支給決定期間を設定します。</p> <p>標準利用期間:24か月(原則)</p> <p>※但し、長期間入院していたまたはこれに類する事由のある障害者にあつては36か月</p>

サービス名称	就労移行支援
サービス内容	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。
対象者	就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の者または65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る) ※原則として、すでに就労されている方の利用は想定していません。
障害支援区分	不要
支給単位	1日
支給量	原則の日数: 月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	利用開始時には2か月間程度の暫定支給決定期間を設定します。 標準利用期間: 24か月(原則)

サービス名称	就労継続支援A型
サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者または65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた障害者に限る)  ①就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
障害支援区分	不要
支給単位	1日
支給量	原則の日数: 月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	利用開始時には2か月間程度の暫定支給決定期間を設定します。

サービス名称	就労継続支援B型
サービス内容	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を行います。
対象者	<p>就労移行支援事業所を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</p> <p>①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者</p> <p>※就労アセスメントの詳細については(P31:K)を参照してください。</p>
障害支援区分	不要
支給単位	1日
支給量	原則の日数：月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	<p>①50歳に達している者：支給開始日から同月末までの期間+<u>3年以内</u></p> <p>②①以外の者：支給開始日から同月末までの期間+<u>1年以内</u></p>

サービス名称	就労定着支援
サービス内容	<p>障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をおこないます。</p> <p>※事業者は、月1回以上は、障害者との対面支援をおこなうとともに、月1回以上は、企業訪問を行うように努めなければなりません。</p> <p>※障害者本人が利用を拒む以外は職場定着支援が途切れないように就職後7月目から確実に支援を受けられるように支給決定を行う必要があります。</p> <p>(暫定支給決定はありません。)</p>
対象者	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。
障害支援区分	不要
支給単位	1月
支給期間	就労した月の1日を起点とし、6か月経過後から36か月(3年間)が支給の対象範囲となります。そのため、例えば就労から12か月後に利用申請をしたとしても、対象となるのは就労した月の1日を起点とした6か月経過後から36か月(3年間)となりますので、注意してください。

## I 暫定支給決定期間について

自立訓練(機能/生活/宿泊型)、就労継続支援 A 型及び就労移行支援を利用の際には、概ね2か月程度の暫定支給期間を設けますが、その間の利用状況によっては、支給決定が取り消しとなることがあります。支給決定取り消しの判断については、当該通所事業所が提出する暫定支給期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書、アセスメント票、個別支援計画表、個別支援実績表等を基に、市が支給決定継続の可否を決定します。

下記の事由に該当する場合には、暫定支給決定期間を設けない支給決定を行います。

- (1) 多機能型事業所において、すでに利用している方が同一事業所内で暫定支給決定が必要なサービスを利用する場合
- (2) 野々市市に転入する利用者が、転入後も同一の事業所を利用する場合
- (3) 過去1年以内に利用していた事業所を利用する場合

## J 標準利用期間の特例による延長と判断基準

真にやむを得ない事由により、標準利用期間を超えて当該サービスを延長して利用する必要がある場合は、当該サービス事業所が必要書類を市へ提出し、必要性が認められた場合に限り、審査会の個別審査にて必要と認められる期間の更新決定を受けることができる場合があります。

次にあげる判断基準を元に、事前に利用者や関係機関と調整をする必要があります。

サービス名	延長期間	特記
自立訓練(機能/生活/宿泊型) 就労移行支援	延長期間 12か月(1年)	1回のみ

### 1 標準利用期間の特例による延長が認められる判断基準

以下の(1)～(5)のすべての判断基準を満たしていることが必要です。

- (1) 利用者が当該サービスの利用延長を希望しているか。
- (2) これまでの支援内容が適切なものと認められるか。
- (3) 支援計画通りに支援を進められなかった(標準利用期間内に支援が完了しなかった)やむを得ない理由があるか。
- (4) 今後の個別支援計画について、利用者の希望や意欲等を勘案し、目標の達成が可能な支援内容となっているか。
- (5) 延長が必要な期間が適切に設定されているか。

### 2 申請に必要な書類について

- (1) 当該通所事業所による上記1の(1)～(5)の条件を満たしていることが確認できる意見書等
- (2) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- (3) 世帯状況・収入等申告書

利用者の状況によっては、市が概況調査票の項目を用いて、聞き取りをすることもあります。

### 3 申請期限について

標準利用期間の特例による延長が認められるためには、審査会の個別審査にて認められる必要がありますので、当該サービスの支給終了月の前月末日までに、市に相談の上、上記2の(1)～(3)の書類を提出してください。

申請期限が過ぎてしまった場合、審査会に諮れない可能性があります。その際には、標準利用期間の特例による延長が認められませんので、注意してください。

## K 就労継続支援 B 型の利用に係る就労アセスメントの実施について

### 1 就労アセスメントの対象者

就労継続支援 B 型の支給決定を受けるためには、下記(1)～(3)のいずれかに該当している必要があります

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者

上記(1)～(3)のうち、(1)及び(2)に該当しない方については、(3)により就労移行支援事業所の就労アセスメントを受ける必要があります。

### 2 就労アセスメントの実施機関について

就労アセスメントは原則として就労移行支援事業所が行うこととなりますが、利用者の事情等により就労移行支援事業所がアセスメントを行うことが困難であると市が認めた場合には、例外的に障害者就業・生活支援センターがアセスメントを行うことも可能です。ただし、利用希望者がすでに障害者就業・生活支援センターに通所していることをもって、就労移行支援事業所によるアセスメントが不要であるとはなりませんので注意してください。例外的に認める利用者の事情等とは、すでに障害者就業・生活支援センターに通所しているが、ひきこもり、こだわりが強い等の理由により、就労移行支援事業所でのアセスメントが困難であると認められる場合に限ります。

### 3 支給決定までの流れについて

通常の障害福祉サービスの支給決定と同様、市に申請を行ってください。申請者のこれまでの障害福祉サービスの利用歴等により、面接もしくは訪問による調査が必要な場合があります。また、申請から支給決定までには通常1か月半程度かかりますので、利用の予定にあわせて申請を行ってください。

### 4 標準的な就労アセスメントの実施期間について

就労移行支援事業所等による就労アセスメントの標準的な実施期間は約1か月間です。ただし、特別支援学校で実施される実習で就労アセスメントを実施する場合には、その実習の実施期間に応じます。

### 5 18歳未満の利用対象者について

18歳未満で就労アセスメントを実施するためには、就労できる年齢に至っていない当該児童を18歳とみなしてよいか児童相談所等(石川県こころの健康センター)に意見を求める必要があります。支給申請についても障害者と同様に支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書と世帯状況・収入等申告書、当該児童を18歳とみなしてよいか児童相談所等に確認を行うための同意書の提出が必要となります。また、放課後等デイサービスを利用している当該児童については、同一日に放課後等デイサービスと就労移行支援を利用することはできませんので注意してください。

## L 標準利用期間が設定されているサービスの再申請について

標準利用期間が設定されているサービスについては、審査会の個別審査で認められた延長分を含め、支給決定期間の上限を超えて同一のサービスを利用することはできません。ただし、下記の事由に該当する場合には、再支給決定が認められる場合があります。

### 1 支給決定期間の上限(標準利用期間に1年間を加えた期間)まで利用した場合

(ア)再支給決定をすることにより、各サービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合、前回利用終了後から1年経過した者については、改めて同一サービスの支給決定を行う。

#### (イ)【就労移行支援のみ】

一般就労後やむを得ない事由(就職先の倒産、病気等による入院等)で離職した場合、再支給決定を行うことで就労に結びつくことが十分に見込まれる場合に限り、改めて就労移行支援の支給決定を行う。※やむを得ない事由以外で離職した者については、上記1(ア)参照。

### 2 支給決定期間の上限まで利用していない場合

(ア)前回利用終了後から1年を経過しない者は前回の支給決定の継続として取扱い、支給期間を通算します。また、延長期間の途中で利用終了となった場合であっても、同様の取扱いとします。

(イ)前回利用終了後から1年を経過した者については、再支給決定をすることにより、各サービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合、改めて同一サービスの支給決定を行う。



## M 一般就労後に引き続き障害福祉サービスを併用する場合の取扱いについて

障害福祉サービスに係る国Q&A(H19.12.19)

( 問 )

一般就労に移行した利用者が当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することはできるか。

( 回答 )

基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へ移行した場合、その後の日中活動サービスを利用しないことが想定されている。しかし、現実として非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日または時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない。

**①一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合**

**②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合**

この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状況によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

### 1 野々市市での取扱いについて

一般就労後に日中活動サービスを併用する際は、**下記の利用条件を全て満たし、かつ、手続きを行い、市が必要性を認めた場合にのみ**、一般就労と日中活動サービスの併用を認めることとします。

#### (1)対象となるサービス

就労移行支援、就労継続支援A・B、自立訓練(機能/生活/宿泊型)

※生活介護においては、そもそも訓練目的ではないこと、また、一般就労との併用についても生活介護を利用することが対象となる方の生活に欠かせない(入浴等)と想定されるため、下記(2)の利用条件については不要とします。ただし、併用に当たっては、**必ず事前に市に相談してください。**

#### (2)利用条件

次の(ア)～(ウ)を全て満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とします。

(ア)勤務先の**勤務時間が週30時間未満**であること

(イ)日中活動サービスの利用時間が**1回あたり3時間以上の利用が可能**であること

(ウ)他の社会資源(障害者職業支援センターや障害者就業・生活支援センター等)で代替ができない理由があること

#### (3)手続き

就労の開始前に市に就労を開始する旨を報告し、**当該利用者が一般就労と併用して日中活動サービスを受ける必要がある**と確認ができるもの(個別支援計画や週間予定表など)と、一般就労先が発行する**1週間あたりの雇用時間が記載された証明書**を市へ提出してください。

#### (4)留意事項

就労系サービスにおける一般就労との併用については、単にアフターフォローや余暇的な利用ではなく、**訓練目的をもって個別支援計画に基づき支援を行うこと**が条件となります。また、標準利用期間が設定されているサービスについて、一般就労をした利用者を受け入れた際には、**標準利用期間を超える更新(審査会に諮っての延長)をすることは認められません**ので、注意してください。

## N 在宅支援について

就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型では、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合には、必要に応じて在宅でサービスの提供を受けることができます。利用開始の際には、福祉総務課までご相談ください。

### (1)利用対象者【下記(ア)～(ウ)をすべて満たす者】

(ア)在宅でのサービス利用を希望する者

(イ)通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した者

(ウ)在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した者

### (2)提出書類

- ・在宅利用に係る申出書
- ・利用者に関する基本情報
- ・個別支援計画書
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・運営規定(在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されているもの)

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	<p>定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援します。</p> <p>①おおむね週に1回、少なくとも月2回以上の定期居宅訪問</p> <p>②利用者から相談・要請時の訪問等による随時の対応</p> <p>③利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握</p> <p>④必要な情報の提供、助言、相談</p> <p>⑤関係機関との連絡調整</p> <p>⑥利用者との常時の連絡体制の確保</p> <p>⑦その他地域における自立した生活を営むために必要な援助</p>
対象者	<p>①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者</p> <p>②同居している家族の死亡や入院等により、急遽一人暮らしになった障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者</p> <p>③現に一人暮らしをしており、自立生活援助の支援が必要な障害者</p> <p>④障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、一人暮らしに準じる状況であり、自立生活援助による支援が必要な障害者</p>
障害支援区分	不要
支給単位	1月
支給期間	<p>支給開始日の月の1日を起点とし、1年後の月末まで</p> <p>※対象者①と対象者②については、退所等してから1年未満の期間と1年以上経た期間とで報酬単価が異なるため、支給期間中に退所等してから1年が経過するものについては、途中で決定区分の変更があります。</p>

## 1 対象者について

対象者①における精神科病院等について、該当する施設は下記のとおりとなります。

のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

## 2 標準利用期間の特例による延長と判断基準

(P30:J)を参照してください。

ただし、自立生活援助については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は、回数の制限なく更新をすることが可能です。そのため、真に必要なサービスであるか精査したうえで、更新申請を行ってください。

サービス名称	共同生活援助(グループホーム)
サービス内容	グループホーム入居者に対して、相談その他日常生活上の援助等を行います。
対象者	障害者(障害者総合支援法第4条第1項参照) ただし、身体障害者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。
障害支援区分	区分不要 ただし、介護サービス包括型を利用し、 <b>入浴、排泄、食事等の介護の提供を受けることを希望する</b> 場合は区分が必要。 日中サービス支援型を利用する場合は区分が必要。
支給単位	当該月
他制度との併給の有無	短期入所・居宅介護との併給不可。 ただし、一定の要件を満たす場合は、居宅介護との併給は可能。

## 1 共同生活援助(グループホーム)の形態について

グループホームの事業形態は、介護等の提供方法により3種類あります。

介護サービス包括型	介護等をグループホーム事業者自らが行う
外部サービス利用型	介護等を外部の居宅介護事業者に委託する(受託居宅介護)
日中サービス支援型 (区分が必要)	重度の障害者に対して、常時(日中・夜間)の支援体制を確保する

### (1)介護サービス包括型利用における障害支援区分の要・不要について

当該利用者が**入浴、排泄、食事等の介護の提供を受けることを希望する**場合には障害支援区分の認定が必要となります。よって、当該利用者の ADL 面等を考慮し、上記の介護が必要ないと判断される方については、障害支援区分の認定は行えませんので注意してください。また、身体介護が不要であっても、その他心身の状況を勘案し、障害支援区分の認定を行う場合がありますので、事前に福祉総務課までご相談ください。

### (2)外部サービス利用型における受託居宅介護について

受託居宅介護の支給を受けるためには、当該利用者が障害支援区分2以上であることが条件となります。また、受託居宅介護で受けられる支援内容は**身体介護に限ります**。家事援助に該当する支援内容については、当該グループホームが提供すべきものとなります。

受託居宅介護における支給量基準時間

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護	—	150分/月	600分/月	900分/月	1,300分/月	1,900分/月

支給量基準時間を超える支給決定については、(P6:C-3)を参照してください。

## 0 介護保険との適用関係について

### 1 障害福祉サービス等と介護保険の適用関係

介護保険等対象者(65歳以上の利用者もしくは第2号保険者にあたる40歳以上の利用者)については、以下の考え方を基準とします。

#### (1) 介護保険の対象者

①65歳となる場合
②特定疾病該当者で40歳となる場合
③特定疾病該当者(40～64歳)であって、生活保護を受給している方が廃止された場合 ※生活保護受給中であっては、例外的に障害福祉サービスが優先されます。
特定疾病 ○がん末期 ○関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靭帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗鬆症 ○初老期における認知症 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○多系統萎縮症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### (2) 障害福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付、地域支援事業の利用が優先されます。

障害福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧	
サービスの種類	適用関係
障害者支援施設 (生活介護+施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※居住系サービスであるため、市が当該利用者の状況に応じて、個別に判断します。
居宅介護、重度訪問介護、短期入所、自立訓練 (機能訓練)、生活介護、日中一時支援	介護保険優先
同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援	障害福祉サービス可

## 2 介護保険との併給と基本的な考え方

介護保険の対象者は介護保険給付が優先されますが、下記の状況においては障害福祉サービス等との併給が認められる場合があります。

### (1) 介護保険の要介護認定が非該当であった場合

ただし、上記2(1)をもって障害福祉サービス等の利用が認められた場合、障害支援区分を認定されている方はその更新時期に、認定されていない方は障害福祉サービス等の更新時期に合わせて、要介護認定の必要性を検討してください。

### (2) 介護保険の利用限度額ではサービスが不足し、生命に危険が及ぶことが想定される場合

### (3) 介護保険には相当するものがない障害福祉サービス等固有のサービスを利用する場合

対象となるサービス: 行動援護・同行援護・就労移行支援・就労継続支援

いずれのサービス利用であっても、障害福祉サービス等固有のサービスであることをもって、必ず支給を受けることができるわけではありません。支給決定にあたっては、必要性を勘案したうえで、市が個別に判断を行います。

## 3 65歳以上で就労系サービスを利用する際の留意事項

就労系のサービスにおいては、生産活動の場の提供だけでなく、就労に必要な知識及び能力の向上 (単に身体機能の維持等は対象ではない)が求められます。そのため、65歳を超えて利用を継続する場合には、当該利用者の利用状況等をよく勘案し、必要性を判断してください。また、就労に必要な知識及び能力の向上等、就労系サービスの利用意義が認められないと市が判断をした場合には、支給量の減もしくは取り消しとなることもありますので、留意してください。

### (1) 就労継続支援A型及び就労移行支援

65歳以上の支給決定にあたっては、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援 A 型及び就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限られます。よって、65歳を超えて新規で利用することはできませんので、注意してください。

### (2) 就労継続支援 B 型

#### (ア) 65歳前からの継続

利用者の生活状況、就労の必要性に応じて、市が個別に判断をしたうえで支給決定を認める場合があります。

#### (イ) 65歳を超えての新規利用及び他の就労系サービスからの変更利用について

生活状況、就労歴、生活歴等、サービス利用の必要性を総合的に勘案し、市が個別に判断を行います。

## 相談支援

サービス名称	地域移行支援
サービス内容	障害者支援施設に入所、精神科病院に入院している障害者等が、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
対象者	以下の施設等に入所している障害者うち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む) ※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれる ③救護施設、更生施設 ④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院 ⑤更生保護施設 ※自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障害者も含む
障害支援区分	不要
支給単位	当該月
支給期間	支給開始日の月の1日を起点とし、6か月後の月末まで 市町村が対象者の状態に応じて必要と認める場合は6か月以内で更新可。更なる更新については、審査会の個別審査により、必要性が認められれば更新も可能。

サービス名称	地域定着支援
サービス内容	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制の確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ①居宅において単身で生活する障害者 ②居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者 ③障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。
障害支援区分	不要
支給単位	当該月

## 児童通所給付

サービス名称	児童発達支援
サービス内容	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の「療育」を個別支援計画に基づき提供します。
対象者	未就学児童及び学籍のない18歳未満の児童で下記のいずれかを有する児童 ①身体、知的、精神障害者手帳のいずれかを所持 ②特別児童扶養手当等を受給している者 ③医師の指示により「療育」の必要性が明記された診断書等がある者
障害支援区分	不要
支給量	療育に必要な日数(詳細については下記「P40-P」を参照)

### P 児童発達支援の支給量について

#### 1 保育園・幼稚園(以下:保育所等)への通所が困難である児童

最大支給量:月-8日/月

重度の障害や障害特性により、地域の保育所等への通所が困難である児童が対象となります。

#### 2 保育所等に通所している児童

標準支給量:5日/月(土曜日のみ)

保育所等に通所している児童は、**原則として児童発達支援との同日利用は不可**となります。また、児童発達支援を土曜日ではなく平日に利用することも可能ですが、同日利用の取扱いは同様となります。

○		月	火	水	木	金	土
	午前	保育所等					児童発達 支援
	午後						

×		月	火	水	木	金	土
	午前	児童発達支援	保育所等				通所利用なし
	午後	保育所等					

○		月	火	水	木	金	土
	午前	児童発達	保育所等				通所利用なし
	午後	支援					



### 3 就学後の放課後等デイサービス移行へ向けた慣らし利用について

支給量:5日/月(土曜日のみ)

対象児童が年長となった年度の1月～3月からの利用とします。

保育所等に通所している児童は、**原則として児童発達支援との同日利用は不可**となります。

### 4 児童通所給付と日中一時支援の併用について

障害児通所給付との併用は可能です。保育所等の終了後に「療育」ではなく、「預かり」を希望する場合は、「**日中一時支援**」の利用が優先となりますが、利用できる日数は**原則として児童通所給付と日中一時支援を合わせて【月-8日/月】**となりますので、注意してください。

サービス名称	医療型児童発達支援
サービス内容	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の「療育」を個別支援計画に基づき提供します。
対象者	肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児
障害支援区分	不要
支給量	保育所等への通所が困難である児童 最大支給量:月-8日/月  保育所等に通所している児童 標準支給量:5日/月(土曜日のみ)

サービス名称	居宅訪問型児童発達支援
サービス内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の「療育」を個別支援計画に基づき提供します。
対象者	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、福祉型または医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童  重度の障害その他これに準ずる状態とは、下記のいずれかに該当する児童が対象となります。 ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営む為に医療を要する状態 ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態
障害支援区分	不要
支給量	最大支給量:10日/月

## Q 児童発達支援と保育所等との同日利用について

### 1 療育を増やす必要性がある場合

保育所等との同日利用(以下、「同日利用」という)について、療育の必要性等を考慮したうえで、市が個別に支給の可否を判断し、**月-8日/月を上限として**支給決定を行います。同日利用を希望する場合は、**事前に福祉総務課に相談のうえ**、所定の様式【障害児通所給付と保育所等及び放課後児童クラブとの同日利用に係る事業所等意見書】(以下、「意見書」という)を福祉総務課までご提出ください。また、複数の事業所を同日利用する場合は、利用事業所ごとに意見書をご提出ください。

### 2 療育の必要性以外の理由で同日利用が必要な場合

#### (1) 複数障害児、保護者が障害者である等、家庭での養育が難しい場合について

児童発達支援は原則として預かりの場ではありませんが、上記(1)に該当し、同日利用の必要性を市が認めた場合に限り、**必要な日数を精査のうえ**支給決定を行います。ただし、保育所等における延長保育等の利用が優先であることに留意してください。申請にあたっては、**事前に福祉総務課に相談のうえ**、意見書をご提出ください。また、同日利用の必要性を判断するため、意見書を記載する際には、該当する事実のみの記載ではなく、該当する事実がどのように起因して同日利用の必要があるのかを具体的に記載してください。

#### (2) 児童虐待対応により同日利用が必要な場合について

現に児童相談所及び野々市市子育て支援課が対応継続中である場合については、その状況に応じて必要な日数の支給決定を行います。※意見書については下記参照

(ア) 個別サポート加算Ⅱを算定している対象者については、原則、保護者の同意を得たうえで、意見書をご提出ください。

(イ) 個別サポート加算Ⅱを算定していない対象者については、(ア)と同様に意見書の提出は必要ですが、保護者の同意は不要となります。

### 3 聴覚障害児における支給決定について

聴覚障害によりろう学校の幼稚部等に通所している児童について、聴覚障害児にとって手話は言語であること及び手話を日常的に取り入れることの重要性を考慮し、通所する児童発達支援事業所が聴覚障害児を中心に受け入れている等、日常的に手話を利用してコミュニケーションを行っている事業所に通所する場合は、月-8日/月を上限として支給決定を行います。医師等による診断書等の要・不要については、個別に判断しますので、福祉総務課までご相談ください。

サービス名称	放課後等デイサービス
サービス内容	学校授業の終了後又は学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
対象者	<p>学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学は除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児で、下記のいずれかを有するもの</p> <p>①身体、知的、精神障害者手帳のいずれかを所持  ②特別児童扶養手当等を受給している者  ③医師の指示により「療育」の必要性が明記された診断書等がある者</p>
障害支援区分	不要
支給量	<p>標準支給量:15日/月(週3日程度の利用)</p> <p><b>【特例として支給量の増を行う場合について】</b></p> <p>家庭の状況等(共働き、重度障害で療育の増が望ましい、親への過大な負担軽減、親の持病、兄弟の障害の有無等)を考慮し、必要性が認められる場合にのみ<b>特例として【最大支給量:月-8日/月】</b>の支給決定を行います。</p> <p>※夏休み等の長期休暇について、共働き、親への過大な負担軽減、親の持病、兄弟の障害の有無等を考慮し、必要性が認められる場合は長期休暇に該当する月のみ<b>【最大支給量:月-8日/月】</b>の支給決定を行います。</p> <p>※放課後児童クラブと同日利用を行う場合については、(P42:Q)参照。</p>

サービス名称	保育所等訪問支援
サービス内容	障害児が集団生活を営む施設等を訪問し、障害児本人に対して集団生活への適応のための支援や、訪問先施設等のスタッフに対する支援方法の指導等の支援を行います。
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他市町村が認めた施設に通う障害児
障害支援区分	不要
支給量	標準支給量:2日/月(原則2週間に1回程度)

サービス名称	移動支援
サービス内容	屋外での移動に困難がある障害者及び障害児の自立と社会参加の促進を目的とし、外出のための支援を行います。
対象者	①身体障害者手帳を所持し、視覚障害者(※1)または体幹あるいは両上下肢の障害1級に相当する障害がある者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④医師により発達に障害があると診断された者(要診断書) ⑤難病等の者(要診断書) ※④⑤のみが該当する方については、受給するにあたり診断書の提出が必要です。 ※65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者で介護保険法の特定疾患に罹患している者は除きます。 ※視覚障害者の個別支援は平成23年10月より同行援護として移行しているため、グループ支援型の利用のみとなります。
障害支援区分	不要
支給量	最大支給量:30時間/月

## 1 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

国が定める「通院等介助(身体介護を伴う)」の判定には、次の判断基準を用います。児童の場合は(2)のみで判断します。

- (1)障害支援区分が区分2以上の方
- (2)次の障害支援区分の認定調査項目(ア)～(オ)のいずれか一つ以上に認定されている方
  - (ア)1-4「移乗」:「見守り等」、「部分的支援」、「全面的支援」
  - (イ)1-8「歩行」:「全面的支援」
  - (ウ)1-9「移動」:「見守り等」、「部分的支援」、「全面的支援」
  - (エ)2-4「排尿」:「部分的支援」、「全面的支援」
  - (オ)2-5「排便」:「部分的支援」、「全面的支援」

※項目の判断基準は、認定調査員マニュアル(厚生労働省)を用います。

## 2 支援の種類

「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類あります。

### (1)個別支援型

個別支援が必要な者に対するマンツーマンの支援です。

### (2)グループ支援型

複数の障害者等への同時支援、例えば、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数同時参加の際の支援です。ただし、ヘルパー1人に対し、利用者3人までとし、それ以上の人数になる時にはヘルパーの数を増員することとします。

### 3 対象となる外出

#### (1) 支援の内容

「社会生活上必要不可欠な外出」または「余暇活動等社会参加のための外出」で、1日の範囲内で用務を終えるものが対象です。社会通念上、外出目的として認められないものは除きます。移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因する外出時の介助に限ります。

○ 移動支援の対象となる外出
<b>社会生活上必要不可欠な外出</b>
① 公的な機関(官公庁や金融機関)における諸手続き 行政機関(市役所、警察署、裁判所、銀行等)における手続き、相談等
② 今後の生活において必要な手続きで、継続性のないもの(月数回程度を想定) 学校や施設の見学、会社説明会等
③ 本人同伴による買い物 ※ 障害福祉サービスの「居宅介護」でヘルパーが行える買い物は対象外。
④ 冠婚葬祭への出席、お見舞い等 ※ 障害児の場合は、保護者が付き添うことが通常と考えられるため対象外。
<b>余暇活動等社会参加のための外出</b>
① 文化施設、観光施設の利用:レクリエーション、映画鑑賞、観劇等
② 体育施設等の利用: 体育館、プール等
③ 理美容院、外食施設の利用

※ 対象となる外出であっても、支援を行っていない時間(送迎車の運転時間やヘルパーが食事を取っている時間など)については報酬算定の対象外となります。

※ 障害児のサービス利用については、単独での外出が一般的な範囲かどうかで判断します。

× 移動支援の対象外となる外出
<b>経済活動に係る外出</b>
外出先で収入を得る活動(通勤・講師謝礼等)
<b>通年かつ長期にわたる外出</b>
通勤・通学・通所・学童保育の送迎 ※ 医療機関への定期的な受診については、障害福祉サービスにおける「通院等介助」「通院等乗降介助」での対応となります。
<b>宗教活動</b>
布教活動や勧誘 ※ 地域のお祭りへの参加や、初詣・お宮参り・法事等は一般的に行われるものとして認められます。
<b>政治活動</b>
※ ただし、投票の参考にするための演説会の参加や投票所への移動は認められます。投票所内では、投票管理者の指示に従ってください。
<b>公序良俗に反することを目的とする場所</b>
ギャンブル等を目的とした公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外とします。

## (2) 支援の範囲

出発地から目的地までの移動及び目的地での移動が対象となります。移動方法は、原則として徒歩または公共交通機関(バス・電車・タクシー等)を利用するものです。なお、事業所所有の車で移動する場合、車の運転中はヘルパーが介助を行うことができないため、報酬算定の対象にはなりません。

## (3) 移動支援の対象と考えられる支援

- (ア) 外出の準備に伴う支援(健康状態の確認、整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- (イ) 移動に伴う支援(車への乗降、公共交通機関の利用補助等)
- (ウ) 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
- (エ) 外出先での必要な支援(排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット購入の支援等)
- (オ) 外出から帰宅した直後の支援(更衣介助、荷物整理等)

## 4 報酬の算定について

### (1) 算定時間

「所要時間 30 分以内」で算定する場合の所要時間は 20 分以上とします。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合はこの限りではありません。

#### (ア) 早朝、夜間、深夜の取扱いについて

原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準によって算定します。ただし、最初の 30 分については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定とします。また、以降 30 分単位の中で時間帯がまたがる場合も、開始時刻が属する時間帯により算定します。いずれの場合も、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうちより多くの時間帯が属する算定基準により算定することになります。

## 5 2人介護について

(P6:B)を参照してください。

その他、2人介護が認められた場合でも、ヘルパーが運転中など1人の支援となる時間帯は、1人介護での算定となります。

サービス名称	日中一時支援
サービス内容	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、日中、障害福祉サービス事業所または障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
対象者	次の(1)～(5)に該当し、日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な方 (1)身体障害者手帳所持者 (2)療育手帳所持者 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者 (4)医師により発達に障害があると診断された方 (5)難病等の方  ※ただし、次に掲げる者(視覚障害者のうち歩行が可能なものを除く)は除きます。 ①65歳以上の者 ②40歳以上65歳未満の者で、介護保険法施工令第2条に規定する特定疾患に罹患している者
支給量	1日当たり4時間未満の利用:月-8日/月 1日当たり4時間以上利用:月-8日/月の2分の1以内の日数 ※放課後等デイサービスと併用する場合は、放課後等デイサービスと日中一時支援の利用を合わせて月-8日/月までとなります。

サービス名称	地域活動支援センター
サービス内容	障害者及び障害児の地域生活の支援を目的とし、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の支援を行うほか、相談支援又は社会適應訓練等のサービスを行う。
対象者	本市に住所を有する者のうち、下記のいずれかに該当する者及び児童。 ※他市町支給決定者は除く (1)身体障害者手帳所持者 (2)療育手帳所持者 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者 (4)精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者 (5)自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者 (6)難病患者等 ※特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者 (7)医師により発達に障害があると診断された者 ※要診断書
支給量	原則の日数:月-8日/月 ※就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している場合は、原則として日中活動系サービスを利用していない日のみの利用となる。ただし、地域活動支援センターを利用することが、安定した日中活動系サービスの利用又は地域生活の安定に資すると判断される場合は、日中活動系サービスとの同日利用を認める。判断の可否については、事前に福祉総務課にご相談ください。